

## 尼崎市立総合センター運営審議会会議録

日時：平成24年7月11日(水)  
午前10時30分～午前11時55分  
場所：市政情報センター1階ホール1

出席（委員）門脇委員、川面委員、桑原委員、小谷委員、辰巳委員、谷口委員、津崎委員、  
野村委員、久委員、福田委員、堀内委員、前田委員、山口委員  
（行政）中浦市民協働局長、屋田人権担当部長、氏丸人権課長、  
木村総合センター担当課長、西田管理担当係長、松尾調整担当係長  
辻本上ノ島総合センター所長、橋本神崎総合センター所長、  
中田水堂総合センター所長、秋岡今北総合センター所長、  
三澤南武庫之荘総合センター所長、山口塚口総合センター所長

### 1 開会

#### （1）会議開会にあたっての報告

人権課長から、出席委員数13名で尼崎市立総合センター運営審議会規則第5条に基づき、  
会議成立の報告を行った。

#### （2）辞令書交付

人権課長から、辞令書の机上交付を説明。

#### （3）委員紹介

人権担当部長から着席順に委員を紹介。

#### （4）職員紹介

各自、自己紹介。

#### （5）局長あいさつ

市民協働局長から開会のあいさつ。

#### （6）会長、副会長の互選

野村委員からの提案により、全員の賛成をもって、久委員を会長とすることに決定。  
久会長からからの指名により、全員の賛成をもって、辰巳委員を副会長とすることに決定。  
会長席に異動後、久会長から就任にあたってのあいさつを行った。

\*以降、会長の進行で審議が進められた。

審議会の公開の確認及び傍聴人の状況確認。

会議録署名人の選出

会議録の作成については、会長、副会長が署名して作成することを承認された。

## 2 議題

### (1) 平成 24 年度総合センターの施設及び事業の概要について

総合センター担当 調整担当係長から資料 1～資料 8 に沿って概要を説明。

< 質疑応答・意見 >

特になし。

### (2) 総合センターの今後のあり方について

総合センター担当課長から資料 9 「総合センターの今後のあり方について(たたき台)」に沿って説明。

「1 総論」では(1)地区施設等の総合センターへの集約、(2)総合センターの管理運営体制の見直し、(3)新・総合センターの設置目的・名称・事業等について。

「2 地域ごとの施設の集約化に向けた基本方向」では(1)上ノ島、(2)神崎、(3)水堂、(4)今北、(5)南武庫之荘、(6)塚口、(7)戸ノ内について。

< 質疑応答・意見 >

(委員)

資料の説明をもっと詳しくしてほしい。資料は事前に送付してほしい。委員各位が条例や要綱を理解されているか疑問である。

確認したいことの1つめ、「総合センターの今後のあり方について」この審議会にどのように諮るのか、各総合センター毎に審議するのか。

2つめ、「次の時代に歴史を伝える」とあるが、どのようなことを本市が伝えるのか、機能はどのような機能を考えているのか明白にしなければならない。地域の理解も得なければならない。

財政状況の厳しい尼崎市であるから、不要なものは切ればよいが、必要なものは財政状況に関わらず、やらなければならない。次の時代に歴史をどう伝えるのか、何故部落差別が作られたのか、今日まで残されたのか。

施設建設時の補助金をどのように使ったか、地域の施設を売却するには補助金を精算する必要がある。このことを市民に知らせるべきではないか。

現在は、隣保館設置管理運営要綱に基づく事業を実施しているが地域のコミュニティセンターとなれば、それ以外のこともしなければならない。何故、市の責任でやらないのか。民間に委託すると説明があったが、民間がどんなノウハウを持っているのか。たった5年でどれだけ地域の歴史や実情を理解できるのか。

何故人権侵害があるのか、人権問題について市職員がどれだけ理解しているか、市民意識調査で明らかになったのは徐々に人権意識は上がっているが、まだまだ低い。特に武庫地区が低い。

何故、人権意識が低いことを総括しないのか、啓発をしないのか。民間ノウハウというが、職員が人権問題、同和問題を十分に理解していないのに、民間の方がどれだけのノウハウがあるのか。

ノウハウを持った人をどのように選ぶのかを明白にしてほしい。尼崎市はどのようなコミュニティセンターを考えているのか。これについてはこの審議会に諮ってもらいたい。他都市にないコミュニティセンターを作ってもらいたい。

「総合センターの今後のあり方」には、設置目的、名称、事業とあったが、同和問題に触れていない。

使用料についても、人権問題は目的外かどうか。目的外使用はどれか、このことも市のみでなく、審議会に諮るべき。それをきちんとしておかなければ逆差別の問題が起こる。財政状況の厳しい折、必要なものは使用料を徴収すべきだが、目的内か否かを明白にしなければならない。

地域の改善をするには、地域と審議会にはからなければならない。

総合センターはどんな事業をし、どれだけの人が利用し、どれだけの効果があったのかを明白にすべき。

啓発についても人権啓発推進委員会がこれまで6行政区に無かったのはなぜか明白にする。

戸ノ内問題について、総合センターであるのか、隣保館設置運営要綱に基づくのか否かを明白にせよ。

総合センター運営審議会にもっと時間をかけ、資料説明にも時間をかける。同対審答申でも各地区の実情に沿って施設改善し、事業を進めなければならないとなっている。

相談事業について地域の相談事業、属人の相談事業それぞれの内容と件数を明白に。

同和地区住民の生活習慣のあり方、学力、言語問題等について今日までどれだけの効果があったのか否かを明白にし、それを踏まえて今後の総合センターのあり方を考え、歴史を伝えてもらいたい。

(会長)

一言でいえば、今後のあり方について、将来像の明確化も含めてしっかり書いてほしいという意見ということでしょうか。

私なりの整理として、建設時の経費の出所と今までの経緯、今後それをどうするか、条例等の法的位置づけをしっかりと書き込んでほしいということだと思ふ。

今後の総合センターのあり方を人権施策のこれまでの歴史、経緯を踏まえて、より明白に書いてほしいということだろう。

また、指定管理者の選定方法、方向性、指定管理の内容の明確化、通常地域コミュニティセンターというだけでなく人権の啓発が重要な機能であることを理解した方にして管理してほしいということを明白に書いてほしいということだろう。

もう1つが地域におけるコミュニティセンターというだけでなく全市における総合センターの位置づけ、このあたりをどうするのかということの明確化をしてほしいということだった。

私見であるが、谷口委員同様、同和対策としてのセンターではなく、地域の方が地域の手で運営されてきたセンターだと思う。地域住民の生活の質の向上のため頑張ってきた重要な拠点

としてセンターを運営してきたと思う。特別な対策でなく、地域の中でモデル的な事業として地域のあり方が総合的な生活の質の向上のために様々に動いていただけるような先進的、先駆的な機能を担ってきたと思う。その位置づけをしっかりと書いてほしい。他地域にもこういったセンターが必要だと考えている。事務局で検討してほしい。

事務局への質問として、地元とのやり取りをどういう方向性で行うのか。総合センターのあり方をこの審議会での議論はどのような位置づけか手続き論で説明を。

(総合センター担当課長)

委員のご意見は、地域との調整に発展させていく上で真摯に受け止めて進めていきたい。

(委員)

総合センター使用料についても明白に書いてもらいたい。

(総合センター担当課長)

詳細は今後検討していきたい。

(委員)

逆差別が起こらないようにしなければならない。行政の啓発が行き届かないのが原因ではないか。

(市民協働局長)

尼崎市の施設は使用料の有料化を進めているが、総合センター及び園田東会館は歴史的経緯経過の中で、社会福祉施設であるため、無料又は低廉な価格でという規程に基づき除外してきたが、改めて今後の見直しをする上で法的な位置づけを整理する中で目的内、目的外を明確に整理し、市民の方に理解されるよう説明していく。

(委員)

歴史的に大切な施設として役割を果たしてきた。指定管理者にいろんな差別に対して対応、対策が取れるのか。

総合センターの建物が老朽化している。耐震調査もなされていない。指定管理に移行して、指定管理期間の5年経過した時点で建物の老朽化を理由に総合センターを廃止というようなことにならないよう、また避難所指定施設として安全に市民が避難できる施設であらねばならない。市としてきちんと責任を持ってほしい。

(総合センター担当課長)

人権課題の解決に向けやっていかなければならないことは十分認識しており、施設整備についても、可能な限り対応していきたい。

(人権担当部長)

指定管理にしたら、民間に任せてしまうという印象を持たれているかもしれない。民間からは、市にないノウハウや効率的な手法を取り込みただけで、責任は市にあることに変わりない。5年間の指定管理期間で点検評価し、具合が悪ければ退場いただく。責任は市にあるということをご認識ください。

(会長)

川西市で指定管理を受けているNPO法人の立場でもある。完全に指定管理者に任せてしまうのではなく、地域の方も入った運営委員会を設けるのも重要である。

地域の方が団体を作って指定管理者になってもらうのが非常に良い。地域雇用にもなり、地域の状況もよく知っている。

誰が取るかというのは、応募要領、条件の出し方による。人権をどれだけ熟知しているかということが条件から外せない。また、地域事情をどれだけ熟知しているか、地域とのネットワークをどれだけ持っているかも外せない条件になる。この3つを条件にすることで公募であっても地域の団体が有利になる。そこへ誘導せよということではない。公募が前提であるが、そういうことをきちんと理解した団体に応募いただくという条件整備、要綱作りが重要であると思う。総合センターのあり方の中でも強調してほしい。

(委員)

指定管理に反対しているのではない。地域のノウハウを持ってもらいたい。よく話し合い、後で問題にならないように審議会に諮ってもらいたい。

高齢者や障害者が利用する施設である。エレベーターの設置も要望しておく。

(委員)

地域で担うという気運を作っていくのも大切。谷口委員の思いの実現のためにどうしたらいいかと皆で考えていきたいと思う。

指定管理に出して心配なことを洗い出して段取りをしておきたい。

また、県民交流広場事業の指定を受けているところを指定管理に出すことに問題はないのか。整理しておく必要がある。

(委員)

図書館もすでに指定管理になっていて、評判はいい。分館も地域移管され、この財政状況の中で、役所任せでは成り立たないのが現状。

地域サポーターやファンクラブという形を作って、側面支援をしている所もある。

役所任せではなく、自分たちのできることは自分たちでやり、無理なところは行政にお願いするという風にしていかなければならないのではないか。

センターの利用状況が低いのが気になる。地域の人々がどう使いたいのか、どうしたいのかという声をもっと届けてもらいたい。地域の声を出していくことがこれからは重要になる。地域の意気込みを出してもらいたい。

(会長)

今日皆さんから、貴重な意見を多くいただいた。次回までに小委員会を設けて議論した内容を深めたい。人選及び開催は副会長及び事務局と調整したい。如何か。

各地域の内容は地域ごとに温度差もあることから、それぞれの地域と時間をかけて詰めていくということによいか。

次回までに、事務局と小委員会で内容を詰めて、今日の意見も盛り込みながら意見書案をまとめて出します。

(総合センター担当課長)

本日、発言しきれなかった場合は、事務局にご意見をお寄せください。

(3) その他

その他の議題は特に無し。

(会長)

引き続き夢のある総合センターのあり方を描いていきたい。

それではこれで第1回尼崎市総合センター運営審議会を閉会する。

### 3 閉会

署名人 久 隆 浩

署名人 辰巳 健一郎